

↳ 物納可能限度額

Q : 父親が亡くなり、相続税を納めなければならないのですが、現金では納められないので、物納を予定しています。どれぐらいまでなら物納は認められるのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

まず、物納には次の要件があります。

- ① 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
- ② 物納申請財産が、定められた種類の財産で申請順位によっていること(物納財産には財産の種類に応じて物納できる順位が定められています)
- ③ 申請者及び物納手続き関係書類を申告期限までに提出すること
- ④ 物納適格財産であること(物納財産に充てる財産には要件が定められています)

そして、物納できる金額は、納付すべき相続税額から次の①と⑩の額を控除した額が限度とされています。

- ① 現金納付額
- ② 年間の収入見込み額
- ③ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の年間の生活費
- ④ 申請者の事業の継続のために必要な運転資金の額
- ⑤ 年間の納付資力(②-③-④)
- ⑥ おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入から支出を控除した額
- ⑦ 申請者等の3ヶ月分の生活費、事業資金
- ⑧ ⑤×最長延納年数+⑥+⑦

